

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 (学 術)	氏名	Wai Yee Lin
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
論 文 題 目			
Integrated Food Control Systems Toward Food-Safety and Trade-Promotion in Myanmar (ミャンマーにおける食の安全と貿易振興のための統合的食料管理システム)			
論文審査担当者			
主 査	教 授	山 尾 政 博	
審査委員	教 授	田 中 秀 樹	
審査委員	教 授	三 本 木 至 宏	
審査委員	准教授	細 野 賢 治	
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文の目的は、ミャンマーを事例に食料貿易の発展と食の安全のための統合的食料管理の必要性を明らかにすることである。具体的な課題は、1) 食料管理を具体的に担う試験研究・検査機関の役割と能力を評価する、2) 国内の食の安全が確保されているかどうかを“street food”（屋台等のインフォーマル部門）を対象に分析する、3) 輸出志向型の水産加工業においてグローバル認証の取得に向けてどのように対応しているのかを明らかにする、4) ミャンマーと日本の輸入食料品に対する安全管理を比較分析し、ミャンマーの管理システムの脆弱性を明らかにする、5) 以上を踏まえて今後のミャンマーの貿易振興と食の安全管理のために必要な施策を提案する、である。</p> <p>本論文は8章で構成されている。第1章では、ミャンマーにおける食料管理に関する問題状況が解説され、本稿の目的と課題が述べられた。第2章では、事例研究で用いる調査手法と対象事例の特徴が述べられた。食料管理に関わる試験研究・検査機関の性格、EU（ヨーロッパ共同体）向けに水産物を輸出する企業などの概況が明らかにされた。屋台等のインフォーマル部門に関する調査では、アンケート調査対象となった72人の食事提供者と167人の消費者の属性が述べられた。また、ミャンマーと日本の輸入食料を管理するシステムが概説された。第3章では、食の安全管理に関する先行研究の整理、それを踏まえた論文の枠組みが提示された。WTO（世界貿易機構）のSPS協定（衛生と植物防疫のための措置に関する協定）にもとづいたミャンマー国内の食料管理システムの現状と、本論文が扱う食の安全管理をめぐる課題が取り上げられ、分析の枠組みが提示された。食の安全を確保するための責任ある行動綱領（Code of Conduct）、知識、能力、インフラストラクチャが必要であることが明示された。</p> <p>第4章では、食の安全を管理する7つの試験研究・検査機関を、人材、資金力、技術力、組織力の視点から評価した。食料貿易や国内の食の安全を確保するには、試験研究・検査</p>			

能力の向上が必要であることが示された。**第5章**では、屋台等のインフォーマル部門において食の安全がどのように確保されているかが分析された。ミャンマー人の食料消費において屋台による食の提供は重要な役割を果たしている。それを監督する中央・地方政府がどのような役割を果たすべきか、ベンダー及び消費者双方の認識をいかに向上させるか等が分析された。周辺アセアン諸国での規制に関する経験や教訓を取り入れる必要がある点が指摘された。**第6章**では、輸出志向型の水産加工業において食の安全管理がどのように実施されているかが、輸出企業 20 社を対象に分析された。これらの企業がどのようにグローバル認証を取得したかを分析し、それを支援してきた政府の役割を明らかにした。**第7章**は、ミャンマーと日本の食料輸入管理システムに関する比較研究である。ミャンマーは国内での輸入検査が中心であるが、日本は輸入時と国内流通時の検査に加え、輸出相手先での検査体制を整えている。ミャンマーが抱える問題は、統一した輸入システムが十分に機能していないこと、試験研究・検査機関の体制が整っていないことである。

第8章は、全体の総括と分析を踏まえた食の安全管理に関する提言である。リスク削減のための管理、選択すべき政策の内容、食料の輸出入に対応した管理、それらを支えるインフラストラクチャのあり方が示された。

本論文では、ミャンマーにおける統合的食料管理がどのように機能しているかが明らかにされた。同国が世界標準の食料管理システムを確立していくために必要な施策が具体的に議論された。食料貿易のための食料管理の分野では、EU 化が政府にとっても企業にとっても重要な戦略になっていることが示された。本論文がもつオリジナル性は高く評価でき、その社会的価値も大きい。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（学術）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。